

令和3年第9回多賀城市教育委員会定例会議事録

- 1 会議の年月日 令和3年9月29日(水)
- 2 招集場所 市役所5階501会議室
- 3 出席委員等 教育長 麻生川 敦 委員 浅野 憲隆
委員 菊池 すみ子 委員 樋渡 奈奈子
委員 林 幹字
- 4 欠席委員 なし
- 5 説明のため出席した事務局職員
教育部長 阿部 英明
次長兼教育総務課長 佐藤 良彦
理事兼学校教育監 伊藤 克宏
生涯学習課長 水越 森蔵
文化財課長 内海 年一
参事兼教育総務課長補佐 今野 一博
- 6 傍聴人 なし
- 7 記録係 教育総務課副主幹 佐々木多恵子
- 8 開会の時刻 午後1時15分
- 9 議事日程
日程第1 前回議事録の承認について
日程第2 議事録署名委員の指名について
日程第3 諸般の報告
事務事業等の報告
日程第4 議事
臨時代理事務 臨時代理の報告について(令和2年度多賀城
報告第11号 市一般会計歳入歳出予算に対する意見)
臨時代理事務 臨時代理の報告について(令和3年度多賀城
報告第12号 市一般会計補正予算(第6号)に対する意見)
日程第5 その他

教育長

ただ今の出席者は5名であります。定足数に達しておりますので、これより令和3年第9回教育委員会定例会を開会いたします。

日程第1 前回議事録の承認について

教育長

はじめに、令和3年第8回定例会の議事録について、承認を求めます。

議事録については、事前にお配りしておりますので、本日は朗読を省略いたします。

前回定例会の議事録について承認を求めますが、御異議ありませんか。

(「ありません」の声あり)

教育長

異議がないものと認め、前回定例会の議事録については、承認されました。

日程第2 議事録署名委員の指名について

教育長

続きまして、議事録署名委員の指名を行います。議事録署名委員は、多賀城市教育委員会会議規則第21条第3項の規定により、教育長において、菊池委員、樋渡委員を指名いたします。よろしくお願いいたします。

日程第3 諸般の報告について 事務事業等の報告

教育長

これより本会議に入ります。

はじめに、事務事業等の報告をいたします。報告については、事務局職員に朗読させますので、よろしくお願いいたします。教育部長。

教育部長

それでは諸般の報告を申し上げます。資料の1ページをお願いします。

令和3年第8回教育委員会定例会以降の事務事業の執行状況及び諸会議等の

状況は、次のとおりです。

教育総務課関係ですが、8月26日、「第25回多賀城市中学校駅伝競走大会」が多賀城地区緩衝緑地で行われ、男子8チーム、女子7チームの参加の下、熱戦が繰り広げられました。男子は、多賀城中学校Aチーム、女子は、第二中学校Aチームが優勝しました。両校とも10月に行われる県大会へ出場いたします。

8月28日、城南小に通学する児童1名の新型コロナウイルス感染が判明したことから、当該生徒の在籍する教室を閉鎖の上、学校から保護者あて連絡を行い、30日及び31日を臨時休業としました。

9月3日、市PTA連合会との教育に関わる懇談会をオンラインで行いました。

9月6日、令和3年第3回市議会定例会が開会し、10月4日までの29日間の会期で開催されております。教育委員会関係議案は、教育委員の任命に係る人事案件が1件で、教育委員に小野聡子氏が同意されました。その他、本日臨時代理事務報告をさせていただきます「令和2年度一般会計歳入歳出決算」及び「令和3年度一般会計補正予算（第6号）」の議案が提出されています。また、教育委員会関係の一般質問は、6名から6件の質問がありました。回答要旨は別紙のとおりです。

9月10日、多賀城市感染症災害対策本部会議が開催され、県内の新型コロナウイルス感染症の発生状況に応じた本市の対応等を協議しました。9月10日現在の対応状況は、別表のとおりです。

9月11日、第二中学校で体育祭が開催されました。

同日、山王小学校に通学する児童1名及び第二中学校に通学する生徒1名の新型コロナウイルス感染が判明したことから、当該児童生徒の在籍する教室を閉鎖の上、学校から保護者あて連絡を行い、山王小学校は13日から15日まで、第二中学校は13日及び14日を臨時休業としました。

9月25日、「令和3年度多賀城市中学校新人体育大会」が市内各会場において開催され、各競技において熱戦が繰り広げられました。

例年、行われている小中学校の修学旅行は多賀城東小学校及び多賀城中学校で終了しました。その他の学校は、いずれも10月以降に実施を予定しております。

また、例年9月に実施している小学校5年生による「国立花山少年自然の家」における2泊3日の宿泊学習については、多賀城小学校が終了しております。その他の学校は、10月以降に実施を予定しております。

生涯学習課関係ですが、8月27日～9月12日、緊急事態宣言期間の主催

事業はすべて中止しました。

前回定例会以降に実施した主な社会教育事業等は、別表のとおりです。

文化財課関係ですが、9月9日、～東北復興宇宙ミッション2021～多賀城の古代米、宇宙からの帰還式を城南小学校で開催し、6学年児童が参加しました。9ページの下段でございます。令和3年9月29日提出、教育長名、以上で朗読を終わります。

教育長

それでは、ただ今の報告について質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)

教育長

それでは質疑がないものと認め、事務事業等の報告を承認します。

日程第4 議事

臨時代理事務 臨時代理の報告について（令和2年度多賀城市一般会計報告第11号 歳入歳出予算に対する意見）

教育長

次に、本会議に入ります。はじめに、臨時代理事務報告第11号「臨時代理の報告について（令和2年度多賀城市一般会計歳入歳出予算に対する意見）」を議題といたします。

内容につきましては、関係課長から説明をいたします。次長。

次長

それでは、議案資料11ページをお願いいたします。

臨時代理事務報告第11号「臨時代理の報告について」御説明を申し上げます。

これは、13ページでございますように、令和3年8月26日付けで、市長から、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき、令和2年度多賀城市一般会計歳入歳出決算に対する意見を求められましたことから、令和3年8月26日に臨時代理により回答したので、報告するものです。

9ページを御覧願います。

こちらが、臨時代理書でございます。令和2年度多賀城市一般会計歳入歳

出決算について、異議ない旨回答しております。

順に内容について、御説明をいたします。

臨時代理事務報告第11号関係資料として、別冊の臨時代理事務報告第11号関係資料1から3まで資料として用意してございます。

はじめに、臨時代理事務報告第11号関係資料1、令和2年度教育委員会所管一般会計決算書を御覧願いたいと思います。

資料1の2ページ、3ページを御覧いただきたいと思います。

2ページと3ページは、普通会計の決算状況が、記載されておりますが、ここでは決算額総額と、教育費の総額だけ、御説明をさせていただきます。

なお、この普通会計といいますのは、一般会計と同様のものがございます。

左上の網掛けの部分になりますが、この普通会計の歳入と歳出の決算額が記載されております。

1の歳入が、357億1,826万9,000円、歳出が、349億3,856万7,000円です。

平成31年度に比較しますと、歳入で16.1%、歳出で21.6%の増加になっております。

3ページの右下に、目的別の決算額が記載されております。

下段の表右側の、網掛け部分の10款教育費の欄を御覧ください。

令和2年度決算額は、47億9,973万5,000円でございます。

前年度と比較しますと、13.7%の増加になっております。

歳出決算に係る事業概要は、後ほど歳出で御説明申し上げます。

その他の、各種財政指標等につきましては、記載のとおりでございます。

次に、6ページ、7ページをお開き願います。

こちらの表は、教育委員会事務局の所管区分ごとに、歳入の決算状況について取りまとめたものでございます。

ここには、予算現額、収入済額が記載されておりますが、ほとんどが経常的な経費でございますので、説明は省略させていただきます。

なお、国・県補助金で、予算現額と収入済額の差が大きいものは、事業完了に伴う執行残等の関係、また、予算現額に対して収入済額が0になっている事業は、令和3年度に繰越したためでございます。

続きまして、歳出について御説明を申し上げます。10ページを御覧願います。

10ページ以降につきましては、歳出の決算書になりますが、歳出の内容につきましては、資料2及び資料3により事業内容等の説明に代えさせていただきます。ここでの説明は省略させていただきます。

以上で臨時代理事務報告第11号関係資料1、令和2年度、教育委員会所管一般会計決算書の説明を終わります。

教育部長

それでは、臨時代理事務報告第11号関係資料の2をお願いいたします。

表紙をめくっていただきまして、御説明いたします「多賀城市まちづくり報告書」についてでございます。市の第5次総合計画は、政策1から政策7により構成されております。

項目の3、教育文化関係は「政策3歴史・文化を継承し豊かな心を育むまち」の分野となっておりますので、こちらの内容を御説明申し上げます。

資料3ページをお開きください。

こちらの資料は、令和2年度を最終年度としている本市の10年計画「第五次多賀城市総合計画」において、目指すまちの姿の実現に向けて、まちづくりがどの程度進んでいるのか、事業の成果は上がっているのかを示すため、令和2年度の決算を踏まえて、まちづくりの成果報告書として作成したものでございます。

次の4ページ、5ページをお願いいたします。これは、記載例を示しております。表題「3施策・基本事業の動向」(1)施策・基本事業評価の見方でございます。枠で囲んでいるのは、評価の見方のポイントでございます。

その中で重要な項目を御説明いたします。

4ページ中段の、「取得方法」ですが、これは指標の取得方法でございます。4つあります。

「市民アンケート」は、毎年市民3,000人を対象に行うアンケートにより取得する方法、「職員アンケート」は毎年定期的に職員を対象に行うアンケートにより取得する方法、「業務取得」は、通常の業務内で取得する方法、「課独自調査」は、各課等が行うアンケート等により取得する方法です。

今回の評価ですが、第5次総合計画は平成23年度2011年度から最終年度を令和2年度2020年度としている10年間の計画です。その10年間の計画のうち、後期における5カ年の評価を基準としております。そのため、「基準値」については、4ページ中段に記載のとおり、10年間の中間である平成26年度2014年度を基準値としております。

4ページ下段の表に、「基準値(H26)」「実績値(H31)」、「実績値(R2)」があり、その右に「目標値(R2)」の欄があり、記載例では目標値を矢印で表しています。

5ページの下段に目標値の説明欄があり、3つのパターンで表しております。

す。「数値」であれば、業務データから現状値を把握するものです。「矢印」の場合は、目標値を数値で表しにくいものと現状維持のものです。

※印記載のアンケート指標については、統計誤差の関係があるため、方向性を矢印で表しています。

その下の太線囲いの欄は、「指標のうごき」の説明です。

後期基準値である平成26年度のデータ又はデータの取得初年度と比較した際の、令和2年度の成果指標のうごきをお天気マークで示してございます。

「晴れ」の「(向上)」は数値、成果が後期基準値又は取得初年度より向上しているもの、「晴れ」の「(横ばい)」は、数値、成果が後期基準値又は取得初年度と比べて微向上の横ばいであるもの、「曇りの「(横ばい)」は、数値、成果が後期基準値又は取得初年度と比べて微低下の横ばいであるもの、「雨」の「(低下)」は、数値、成果が後期基準値又は取得初年度と比べて低下しているものです。

その下の太線囲いの欄は、「目標達成度」の説明欄です。令和2年度の成果指標について、後期目標値への達成度合いを示しています。

記載例のように「王冠」マーク達成については、目標値を達成していることを表しています。

四角のマス3つ「高」は、目標年度までに目標値を8～9割達成する可能性が高いもの。

四角のマス1つ「低」は、目標年度で目標値を達成することが難しいものでございます。

ここで、左の4ページにお戻りいただきまして、下の方に「評価」という欄がございます。こちらには「状況」と「原因」を記載しており、「状況」は、指標値の増減、指標のうごき、目標達成度に関する評価を記載しておりまして、「原因」は、状況に対する原因分析の内容を記載しています。

次に、7ページをお願いいたします。7つの政策のうち、政策3が教育委員会の所管分野になります。「歴史・文化を継承し豊かな心を育むまち」として、施策を展開しております。

次に、8ページをお願いいたします。左側には政策・施策として大きな進むべき方向性を示しております。右側のページには、その政策・施策を達成するための具体的な事業及び指標を個別に掲載しております。

左側のページの説明の後に、右側ページの基本事業の主なものを抜粋して説明します。

はじめに、施策3-1「学校・家庭・地域の連携による教育力の向上」について説明します。この施策は、幼児、18歳以下の青少年とその保護者、地域

住民、学校を対象に、「学校・家庭・地域が連携し、子どもたちが生き生きと安全に暮らしている」状況を意図としています。施策の成果指標は一つで、市民アンケート結果による、学校・家庭・地域が連携していることで子どもたちが、「健全に育成されていると感じている」、「ある程度感じている」と回答した市民の割合としています。後期基準値の43.7%に対して、令和2年度は49.9%で、6.2ポイントの増ですので、指標のうごきは「晴れの（向上）」、目標達成度を「高」としています。これは、学校・家庭・地域が連携して協働教育に取り組み、継続的な活動が広く認識されているものの、平成31年度より1.6ポイントの減となったのは、新型コロナウイルス感染症の影響により、例年どおりの活動を実施できなかったことが目標を達成できなかった要因であると考えています。

9ページを御覧ください。次に、基本事業の成果指標ですが、9ページの下から2つ目、基本事業1の指標③「学校・地域が連携する活動の延べ協力者数」を御覧ください。

ここでいう協力者とは、学校支援地域本部事業における授業支援や登下校の見守り活動、放課後子ども教室の運営に係るスタッフなど、地域のボランティアの方々です。後期基準値の4,525人に対して、令和2年度は3,397人で、1,128人の減となっており、目標値の7,800人を大きく下回ったため、指標のうごきは「雨（低下）」で、目標達成度は「低」としました。これは、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策として行った、放課後子ども教室の休止や学校支援地域本部事業の規模縮小が主な要因と考えています。

次に12ページをお開きください。施策3-2「学校教育の充実」について説明します。この施策は、児童生徒、小中学生を持つ保護者、市内の公立学校に勤務する教職員、地域住民を対象に、「児童生徒が充実した学校生活を送っている」状況を意図としています。

施策の成果指標を2つ設定しており、指標①が、「学校生活が楽しいと思う児童割合」で、小学校2・4・6年生を対象としたアンケートの回答としています。後期基準値が88.7%に対して、後期目標値を割合の上昇とし、令和2年度は、89.7%となったことから、指標の動きは、「晴れの（向上）」、目標達成度を「高」としています。これは、評価欄にありますように、勉強が楽しいと思う割合は学年が上がるほど低下する傾向がある一方で、仲が良い友達がいる割合は、各学年で97%から99%の高い割合で推移しており、仲の良い友達の存在が、学校が楽しいと思う大きな要因の一つと考えられます。

指標②は、「学校生活が楽しいと思う生徒割合」で、中学校2年生を対象としたアンケート調査の回答を指標としています。後期基準値が72.7%に対して、後期目標値を割合の上昇とし、令和2年度は、82.9%となっており、指標の動きは、「晴れ（向上）」、目標達成度を「達成」としています。これは、小学校と同様に、勉強が楽しいと思う割合は75.8%である一方で、仲が良い友達がいる割合は93.8%と高く、仲の良い友達の存在が、学校が楽しいと思う大きな要因の一つと考えられます。

13ページを御覧ください。

基本事業の成果指標ですが、13ページ、下から2番目と一番下、基本事業2の①「小学校において授業がわかると答える児童割合」及び②「中学校において授業がわかると答える生徒割合」を御覧ください。

この指標は、児童生徒へのアンケート調査の結果に基づいており、それぞれ後期目標値を後期基準値割合の上昇としております。

まず、指標①から説明します。指標①は、後期基準値86.6%に対して、令和2年度は、89.7%であり、指標の動きは、「晴れの（横ばい）」、目標達成度は「高」としています。

各学校において授業内容の充実に取り組んだことから、全学年で高い水準で推移しているものの、平成31年度と比べ減少しています。これは、新型コロナウイルス感染症の影響で、授業時間の減少や学校行事の中止など、学校生活が大きく変化したことが要因として考えられます。

つぎに、その下の指標②についてですが、後期基準値66.8%に対して、令和2年度は、83.6%であり、指標の動きは、「晴れの（向上）」、目標達成度は「達成」としています。新型コロナウイルス感染症の影響で、子どもたちの学校生活が大きく変わったものの、平成31年度と比べ増加しています。これは、各学校における授業内容の充実と共に、落ち着いた学校生活を送れる環境づくりの持続的な取組などが要因の一つと考えられます。

14ページをお開きください。14ページの一番下と15ページの一番上、基本事業4の①及び②を御覧願います。

まず、指標①は「不登校出現率」で、後期基準値1.81%に対して、令和2年度は、2%であり、指標の動きは、「曇りの（横ばい）」、後期目標値を1.3%としており、目標達成度は「低」としています。

スクールソーシャルワーカーを2人から3人に増員したことや、学校、スクールソーシャルワーカー及びスクールカウンセラーとの連携による取組により、一定の効果が認められるものの、不登校の要因が学校のみならず、家庭環境などが複雑に絡み合っていることが要因の一つと考えられます。

15ページの指標②は、「再登校率」で、後期基準値35%に対して、令和2年度は、27.7%であり、指標の動きは、「曇りの（横ばい）」、後期目標値を40%としており、目標達成度を「低」としています。

これも指標①と同様ですが、不登校の要因が学校のみならず、家庭環境などが複雑に絡み合っていることが要因の一つと考えられます。

次に、15ページの下から2つ目、基本事業5の指標②は、「学校施設の改修棟数（累計）」で、後期基準値7棟に対して、令和2年度は、累計で10棟となっており、指標の動きは、「晴れ（向上）」、後期目標値を7棟としており、目標達成度は「達成」としています。これは所要の改修工事について、必要度に基づき計画的に実施していることが要因です。

次に、18ページをお開きください。施策3-3「生涯学習の推進」について説明します。この施策は、市民を対象に、「市民が知性と豊かな心を育むために、生涯学習活動を行っている」及び「市民が生涯学習の成果を地域や社会に生かしている」状況を意図しています。2つの成果指標を設定しており、市民アンケートによる、指標①が、「生涯学習を行っている市民割合」、指標②は「生涯学習の成果を地域や社会に生かしている市民割合」です。

ともに、平成27年度から、アンケート設問項目を変更したため、それ以前である後期基準値は、数値を表示していません。

指標①は、平成27年度の64.5%に対して、令和2年度は57.5%で、7ポイントの減となっておりますので、指標のうごきは、「雨の（低下）」、目標達成度を「低」としています。新型コロナウイルス感染症の影響で、健康づくりやスポーツ、芸術活動を行う機会が減少したことが要因と考えられます。

指標②は、平成27年度の30.2%に対して、令和2年度は28.6%で、1.6ポイントの減となっておりますので、指標のうごきは、「曇りの（横ばい）」、目標達成度を「高」としています。新型コロナウイルス感染症の影響で、生涯学習の機会の減少や、生涯学習の成果を地域や社会に生かす機会の減少が要因と考えています。

19ページを御覧ください。

基本事業の成果指標について、19ページの1番上、基本事業1の指標①「講座・教室メニュー数」です。これは、市立図書館や公民館等で実施した市民向け講座などのメニュー数を指標としています。後期基準値77講座に対して、令和2年度は175講座で、98講座の増となっており、また、後期目標値の90講座を大きく超えていますので指標のうごきは「晴れの（向上）」、目標は「達成」としています。新型コロナウイルス感染症の影響で、平成31

年度と比べ132講座の減となっているものの、市立図書館では利用者ニーズに合わせて積極的に講座を開催するなど、生涯学習の機会を増やす取り組みを行ってきたことが要因と考えられます。

次に、22ページをお開き願います。施策3-4「市民スポーツ社会の推進」について説明します。この施策は、市民を対象に、「多賀城市型の市民スポーツ社会が進展し、多くの市民がスポーツに親しんでいる」状況を意図としています。施策の成果指標として、市民アンケートによる、「週1回以上スポーツ・運動をしている」市民割合で、「週1回60分以上、または週2回30分以上のスポーツ・運動をしている」と回答した割合としております。

後期基準値の36.5パーセントに対して、令和2年度は35.4%で、1.1ポイントの減となっていますので、指標のうごきは「曇りの（横ばい）」、目標達成度は「高」としています。新型コロナウイルス感染症の影響で、スポーツ・運動の機会を制限されたことが主な要因と考えています。

23ページを御覧ください。

基本事業の成果指標ですが、23ページ一番上、基本事業1の指標①「スポーツ等の教室・大会数」です。これは、市民スポーツクラブと体育協会が実施したスポーツ等の教室・大会数を指標としています。後期基準値の87回に対して、令和2年度は93回で、6回の増となっており、また、目標値の95回を下回っておりますので、指標のうごきは「晴れの（横ばい）」、目標達成度は「高」としています。新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策を講じながら教室等を開催しましたが、高齢者対象のスポーツ教室や、規模の大きな大会等を中止したことが、主な要因と考えられます。

次に、26ページをお開きください。

施策3-5「文化財の保護と活用」について説明します。この施策は、市内所在の文化財及び市民を対象に、「文化財が次の世代へ継承され、市民が市の

歴史と文化に誇りを持っている」状況を意図としています。施策の成果指標は、市民アンケートによる、「市の歴史と文化に誇りを感じる市民割合」としています。後期基準値が46.8%に対し、令和2年度は同じ割合となっています。指標の動きは、「晴れの（横ばい）」で、後期目標値は上昇としていますので、目標達成度を「高」としています。これは、多賀城跡などの日本遺産認定や、多賀城南門復元への本格着手など、市民が歴史や文化を感じる事柄が多くある一方で、新型コロナウイルス感染症の影響で、事業が実施できなかったことが、大きな向上につながらない要因と考えられます。

27ページを御覧ください。

基本事業の成果指標ですが、27ページ一番下、基本事業2の指標②「市内所在の文化財訪問者数」を御覧ください。後期基準値13万2,031人に対して、令和2年度は、5万7,914人であり、7万4,117人の減となっております。目標値の14万人を大きく下回ったことから、指標の動きは、「雨の（低下）」、目標達成度は「低」としています。これは、新型コロナウイルス感染症の影響で、多賀城跡あやめまつりが中止されたこと、市内文化財展示施設の利用者が一部制限されたことなどが要因と考えられます。

28ページをお開き願います。

28ページ一番上、基本事業3の指標①「市内所在文化財の平均認知項目数」は、市民アンケートの結果を指標としています。後期基準値6に対して、令和2年度は、7であり、目標値を項目数の上昇としていることから、指標の動きは、「晴れの（横ばい）」、目標達成度は、「高」としています。

多賀城跡などの知名度の高さに比べ、それ以外の文化財の認知度がなかなか伸びないことが、大きな向上につながらない要因と考えられます。

以上で、臨時代理事務報告第11号関係資料の2「多賀城市まちづくり報告書」政策3に係る施策、基本事業の説明を終わります。

続きまして、臨時代理事務報告第11号関係資料の3をお願いいたします。

「多賀城市まちづくり報告書」政策3に係る事務事業について、次長から説明します。

次長

続きまして、臨時代理事務報告第11号関係資料3、令和2年度、教育委員会所管主要な施策の成果に関する報告書、事務事業評価表の説明を行います。

1ページを御覧願います。

1番の上の枠の中ですが、教育委員会所管の主要事業を36事業としております。その中から表の網掛けの事業6つの事業を説明致します。

初めに、24ページをお願い致します。24ページです。

「小学校環境整備事業」について、説明します。対象、意図の欄を御覧願います。本事業は、様々な学習環境の変化に対応するため、児童などが、適切に整備された学習環境で学ぶことができていることを意図としています。

右側の、手段ですが、令和2年度の取組として、小学校施設長寿命化計画策定及びAEDの更新を行いました。また、平成31年度からの繰越事業である小学校エアコン整備工事や城南小学校プール管理棟改修工事をはじめ、記載している工事のうち、令和3年度に繰越しております小学校大規模改造（トイレ）工事を除き、事故なく完了することができました。

このことから、下段のこれまでの取り組みの評価として、事業状況については、授業及び学校生活への支障等がないように計画的に環境を整備していることから、概ね順調としています。

今後の成果向上余地については、施設が原因による事故件数が0件で推移しており、これ以上向上の余地がないことから、「小」としています。

続きまして、25ページをお開きください。

25ページの「学校ICT整備事業 [小学校]」について、説明します。

対象、意図の欄を御覧願います。

本事業は、進展し続ける情報社会において小学校が、児童自らが主体的に取り組める環境が整っていることを意図としています。

右側の、手段ですが、令和2年度の整備内容として、タブレット端末やプログラミング教育教材の整備、平成31年度からの繰越事業である小学校校内通信ネットワークの整備を行いました。

このことから、下段のこれまでの取り組みの評価として、事業状況については、授業への支障がないように計画的に整備していることから、概ね順調としています。

今後の成果向上余地については、授業に支障をきたした不具合件数が0件で推移しており、これ以上向上の余地がないことから、「小」としています。

続きまして、右の26ページを御覧ください。

26ページの「中学校環境整備事業」について、説明します。対象、意図の欄を御覧願います。

本事業は、先ほど説明した「小学校環境整備事業」と同様の状態を意図としています。

右側の、手段ですが、令和2年度の取組として、中学校施設長寿命化計画策定及びAEDの更新を行いました。また、平成31年度からの繰越事業である中学校エアコン整備工事や東豊中学校屋内運動場改修工事など、記載している工事のうち、令和3年度に繰越しております中学校大規模改造（トイレ）工事を除き、事故なく完了することができました。

このことから、下段のこれまでの取り組みの評価として、事業状況については、小学校と同様に、授業及び学校生活への支障等がないように計画的に環境を整備していることから、概ね順調としています。

今後の成果向上余地については、これも小学校と同様に、施設が原因による事故件数が0件で推移しており、これ以上向上の余地がないことから、「小」としています。

続きまして、27ページをお開きください。

27ページの「学校ICT整備事業〔中学校〕」について、説明します。

対象、意図の欄を御覧願います。

本事業は、進展し続ける情報社会において中学校が、生徒自らが主体的に取り組める環境が整っていることを意図としています。

右側の、手段ですが、令和2年度の整備内容として、タブレット端末やプログラミング教育教材の整備、平成31年度からの繰越事業である中学校校内通信ネットワークの整備を行いました。

このことから、下段のこれまでの取り組みの評価として、事業状況については、授業への支障がないように計画的に整備していることから、概ね順調としています。

今後の成果向上余地については、授業に支障をきたした不具合件数が0件で推移しており、これ以上向上の余地がないことから、「小」としています。

次に、38ページをお開きください。

38ページの、「多賀城市市民テニスコート改修事業」について説明します。

対象、意図の欄を御覧願います。

本事業は市民テニスコートが安全・快適な状態を保つことを意図としております。

右側の手段でございますが、令和2年度の取組といたしまして、テニスコート夜間照明灯39台と外灯用5台について、LED照明への更新工事を実施し、これにより全ての照明がLED化されました。

次に、活動実績ですが、Dの工事件数1件は、Gの成果指標のとおり事業進捗率は100%となります。

一番下のこれまでの取り組みの評価ですが、計画どおり事業が完了したことから、順調であると評価しています。

今後の成果向上余地は、工事が完了しているため、向上余地は小としております。

次に、42ページをお開きください。

42ページの、「特別史跡多賀城跡復元整備事業」について説明します。

対象、意図の欄を御覧ください。

平成30年12月に策定した「多賀城南門及び周辺地区整備・活用基本方針」に基づきまして、多賀城南門等復元工事を令和6（2024）年度の公開開始へ向けて進めており、文化庁等関係機関と協議しながら事業の推進を図ることで、特別史跡の環境を整備し、文化交流拠点として有効に活用することを目指しています。

その意図を達成するため、令和2年度では、10月に南門復元工事の立柱式

を行い、木工事の組立に着手し、二重頭貫までの工事が終了しています。

復元整備検討委員会議については、委員の多くが県外在住であるため、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、委員の同意を得て開催を見合わせました。

右側の手段ですが、令和2年度事業として復元工事、復元工事監理、瓦製造を行い、これらを令和3年度へ繰越しております。

また、平成31年度からの繰越事業である、地形修復実施設計、築地塀復元実施設計、ガイダンス施設実施設計、塗装工事、復元工事、復元工事監理、造成工事を行い、このうちガイダンス施設実施設計と造成工事を令和3年度へ繰り越しております。

下段の取り組み評価といたしましては、事業状況にありますように、復元に係る文化庁補助金が採択され、南門復元工事を施工しておりますことから、“概ね順調である”と評価しています。

その下の成果向上につきましては、すでに文化庁補助金の採択を受け、年次計画に基づき工事を実施していることから、“向上の余地は小さい”と考えています。

以上で、臨時代理事務報告第11号に関する説明を終わります。

教育長

最初に歳入の説明があつて、資料2でまちづくり報告書の説明があつて、資料3で事務事業の説明がありましたので、一つ一つ順番にやっていきたいと思えます。戻っても構いませんので、はじめに資料1の歳入の説明について質疑はございますでしょうか。

(「ありません」の声あり)

教育長

では、資料2の多賀城市まちづくり報告書について、質疑はございますか。

(「ありません」の声あり)

教育長

それでは資料3の事務事業評価表について、質疑はございますでしょうか。

(「ありません」の声あり)

教育長

全体を通して何かございますでしょうか。

(「ありません」の声あり)

教育長

それでは、質疑がないものと認め、臨時代理事務報告第11号を承認します。

臨時代理事務 臨時代理の報告について（令和3年度多賀城市一般会計報告第12号 補正予算（第6号）に対する意見）

教育長

次に、臨時代理事務報告第12号「臨時代理の報告について（令和3年度多賀城市一般会計補正予算（第6号）に対する意見）」を議題といたします。

内容につきましては、関係課長から説明をいたします。次長。

次長

それでは、議案資料の15ページを御覧願います。

臨時代理事務報告第12号「臨時代理の報告について」御説明を申し上げます。

17ページをお願いします。これは、17ページにございますように、令和3年8月26日付けで、市長から、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき、令和3年度多賀城市一般会計補正予算（第6号）の調整について意見を求められましたことから、臨時代理により回答したので、報告するものです。

16ページを御覧願います。こちらが、臨時代理書でございまして、令和3年度多賀城市一般会計補正予算（第6号）の調整について、令和3年8月26日付けで異議ない旨回答しております。

ここから、別冊で臨時代理事務報告第12号関係資料、令和3年度教育委員会所管、一般会計補正予算（第6号）書に資料によりまして、順に内容を御説明いたします。

はじめに、3ページをお願いいたします。表の右から2列目の補正額の欄でございまして。

補正額の欄一番下に、一般会計予算の歳入補正額の合計額が出ておりますが、今回の補正額の合計額は、3億2,474万1,000円です。

補正後の総額は、その右隣の欄に記載の267億4,729万2,000円となるものでございます。

次に8ページの表の欄、太枠で囲んだ10款教育費がございますので、御覧ください。教育費関係の補正予算額については、太枠内の一番上の行、右から2列目に記載されていますとおり、上の列の10款教育費で6,717万7,000円と、下の列の11款災害復旧費で3,919万円を増額するものです。

補正後の予算額は、その隣の額で、それぞれ31億557万9,000円と3,919万1,000円になるものでございます。

今回は、1項の教育総務費から4項社会教育費と11款2項文教施設災害復旧費の補正になります。

内容につきまして、御説明いたします。

学校教育監

26ページ、27ページをお願いします。

10款1項2目事務局費で119万7,000円の減額補正でございます。

説明欄1地域とともにある学校づくり事業（コミュニティ・スクール事業）で、149万7,000円の減額は、新型コロナウイルス感染症対策のため、夏季休業中のプール開放が中止になったことから、市内小中学校10校に配置する予定であった、プール監視員17名分の任用に係る経費を減額するものです。

内訳として、主なもので、4節共済費は、労災保険料として2,000円、8節旅費が通勤手当相当額としての費用弁償で8万5,000円でございます。

次に説明欄2市立小中学校児童生徒各種大会等出場補助事業で、30万円の増額は、今年度7月から8月にかけて実施された中学校総合体育大会関係で、本市中学校の全国大会、東北大会出場が見込みより多かったため、今後の大会出場の可能性を見据えて増額するものです。内訳は、18節負担金、補助及び交付金として30万円でございます。

次長

続きまして、2項1目学校管理費で、2,293万7,000円を増額補正です。

説明欄1学校施設維持管理事業[小学校]の372万7,000円は、令和4年度に山王小学校において想定される、3クラス増になることに伴い必要とな

る消耗品及び学校用備品の購入費です。

次の説明欄 2 学校環境整備事業[小学校]の 1,675 万円は、山王小学校と多賀城東小学校の学校環境整備に係る費用で、10 節需用費の 5 万円は、工事用事務用品として、図面ファイル等の購入費です。

14 節工事請負費の 1,670 万円は、山王小学校普通教室改修工事及び多賀城東小学校給水管更新工事に係る費用です。

山王小学校普通教室改修工事は、先ほど学校施設維持管理事業でもふれましたが、令和 4 年度で不足する普通教室を確保するため、普通教室以外に利用しているスペースを改修して普通教室として利用可能とするものです。

また、多賀城東小学校給水管更新工事は、現在施工中のトイレ改造工事の際に、地中埋設の給水管について、老朽化が著しい状況を確認したことから、更新するものです。

学校教育監

次に、説明欄 3 小学校学校教育活動支援事業で、246 万円の増額は、市内小学校 6 校に、スクールサポートスタッフを配置し、教員の業務負担軽減を図るものとして、学校の実態に応じて、検温や給食の準備・片付け、文書の印刷、消毒液の補充等に従事します。

これにつきましては、6 月 17 日付けで県から通知が来ており、9 月の補正計上になりました。

内訳として、12 節委託料として、246 万円でございます。

次長

続きまして、2 目教育振興費で、1,217 万 2,000 円の増額補正です。

説明欄 1 学校 ICT 整備事業[小学校]は、13 節使用料及び賃借料として、小学校児童に一人一台配布したタブレット端末を 2 学期から自宅に持ち帰って使用する際の著作物利用に伴う使用料、いわゆる「著作権料」に当たる費用、これが「授業目的公衆送金補償金」と呼ばれているものです。

ここで、「授業目的公衆送金補償金」の内容を説明いたします。

従来の著作権法では、小中学校における授業の過程で必要かつ適切な範囲で著作物等のコピー（複製）や遠隔合同授業における送信（公衆送信）を著作権者等の許諾を得ることなく、無償で行うことができました。

2018 年（平成 30 年）の法改正で、ICT を活用した教育での著作物利用の円滑化を図るため、これまで認められていた遠隔合同授業以外での公衆送信についても補償金を支払うことで、無許諾で行うことが可能となりました。

具体的には、学校等の教育機関の対面授業で、予習・復習用に教員が他人の著作物を用いて作成した教材を児童生徒の端末に送信したり、クラウド・サーバーにアップロードしたりすることなど、ICTの活用により授業の過程で利用するために必要な公衆送信について、個別に著作権者等の許諾を得ることなく行うことができるようになります。

ただ、著作権者等の正当な利益の保護とのバランスを図る観点から、利用にあたっては制度を利用する教育機関の設置者が、補償金を支払うことが必要となっています。

補償金は、文化庁長官が指定する一般社団法人授業目的公衆送金補償金等管理協会へ教育機関の設置者が納付することにより、著作権者等に納付された金額が分配される仕組みになっています。

今回、当該補償金を予算計上することで、各学校が安心して教材等の提示や授業配信が行えるようになり、GIGAスクール構想、ICTを活用した学校教育を推進してまいります。

児童一人当たりの一年間の単価を120円として、令和3年5月1日基準の児童数3,333人分の半年分を計上するものです。

また、17節備品購入費として、令和4年度に山王小学校で児童数が増加することに伴い必要となる、児童用のタブレット端末100台や充電保管庫、大型モニター等の整備費用を計上するものです。

学校教育監

次に28、29ページをお開き願います。10款3項1目学校管理費164万円の増額補正でございます。

説明欄1中学校学校教育活動支援事業で164万円の増額は、小学校と同様、市内中学校4校に、スクールサポートスタッフを配置し、小学校と同様、教員の業務負担軽減を図るものです。

これにつきましても、6月17日付けで県から通知が来ており、9月の補正計上になりました。

内訳として、12節委託料として、164万円でございます。

次長

続きまして、2目教育振興費で、14万7,000円の増額補正です。

説明欄1学校ICT整備事業[中学校]は、13節使用料及び賃借料として、先ほど小学校費で説明いたしました授業目的公衆送金補償金について、中学校生徒に一人一台配布したタブレット端末を2学期から自宅に持ち帰って2学期

からのタブレット端末を持ち帰って使用するため、計上するものです。

生徒一人当たりの一年間の単価を180円として、令和3年5月1日基準の生徒数1,625人分の半年分を計上するものです。

次に、11款2項1目公立学校施設災害復旧費で、3,828万8,000円の増額補正です。

説明欄1小学校施設災害復旧事業2,342万9,000円及び説明欄2中学校施設災害復旧事業1,485万9,000円は、令和3年2月13日の福島県沖での地震により、市内小中学校の校舎、屋内運動場（体育館）等の建物内外にひび割れや破損等が生じたことにより、対応が必要となったことから計上するもので、後ほど歳入で説明いたします国費（公立学校施設災害復旧費負担金）の査定対象となる、被害の比較的大きかった城南小学校、多賀城八幡小学校、第二中学校及び東豊中学校については、14節工事請負費として、また、国費の査定対象とならない被害にとどまった多賀城小学校、多賀城東小学校、山王小学校、天真小学校、多賀城中学校及び高崎中学校については、10節需用費の修繕料として、それぞれ計上しています。

資料の30ページ、31ページをお開きください。

続きまして、2目保健体育施設災害復旧費で、90万2,000円の増額補正です。

説明欄1学校給食センター災害復旧事業は、小中学校と同様2月の地震により、建物天井裏の壁が破損したことで対応が必要となったため計上するもので、この被害は国費の査定対象となる比較的大きなものであることから、14節工事請負費で計上しています。

以上で、歳出の説明を終わらせていただきます。

続いて歳入の説明に入ります。

資料の14ページ、15ページをお願いします。

15款1項3目教育費国庫負担金で、1,682万8,000円の増額補正です。2節文教施設災害復旧費負担金の、教育総務課関係説明欄1公立学校施設災害復旧費負担金1,634万5,000円は、歳出で説明いたしました小学校施設災害復旧事業の工事請負費分1,821万6,000円のうち、災害査定の対象となる見込みの費用1,513万2,000円に補助率3分の2を乗じた、1,008万8,000円と、中学校施設災害復旧事業の工事請負費分1,110万6,000円のうち、災害査定の対象となる見込みの費用938万5,000円に補助率3分の2を乗じた、625万7,000円を、それぞれ計上するものです。

また、学校給食センター関係説明欄1保健体育施設災害復旧費負担金48万

3,000円は、これも歳出で説明いたしました学校給食センター災害復旧事業の工事請負費分85万2,000円のうち、災害査定の対象となる見込みの費用72万5,000円に補助率3分の2を乗じた費用を計上するものです。

学校教育監

次に、16款2項県補助金のうち7目教育費県補助金372万5,000円の増額補正でございます。2節小学校費補助金の説明欄1、スクールサポートスタッフ配置事業費補助金で、223万5,000円の増額は、歳出で申し上げました、スクールサポートスタッフ配置事業に係る補助金で、補助率は、補助対象経費の10分の10です。

内訳として、12節委託料として、246万円でございます。

続きまして、18、19ページを御覧ください。

つぎに、16款2項県補助金のうち3節中学校費補助金の説明欄1、中学校教育活動支援事業で、149万円の増額補正は、小学校と同様に歳出で申し上げました、スクールサポートスタッフ配置事業に係る補助金で、補助率は、補助対象経費の10分の10です。

内訳として、12節委託料として、149万円でございます。

次長

最後の24、25ページにつきましては、今回の災害復旧に伴う事業債の起債の金額になります。以上で、歳入の説明を終わります。

なお、本補正予算案につきましては、明日、9月30日の令和3年第3回市議会定例会の予算特別委員会において審議されることとなっております。

以上で、臨時代理事務報告第12号の説明を終わらせていただきます。

教育長

ただいまの説明について質疑はございますでしょうか。樋渡委員

樋渡委員

著作物の利用に関する使用料の補正のところ、1人あたりだと少額ですが全国の生徒数でいくとかなり高額になりますよね。そのお金はどのように管理されるのでしょうか。

教育長

次長。

次長

今回、平成30年度に著作権法が改正になりまして、今までも著作権法の第35条では学校で著作物をコピーして資料として配布したり、学校の対面授業を行っているのをどこが別な場所で中継して視聴する分については、著作権者に承諾を得ないで無償で使うことが可能でした。ただ、今回コロナ禍の中でオンデマンド授業が増えてきており、同時中継ではないような、一度サーバー上に保存したものを自由に好きな時間に見たりするというようなものについてはお金を払いましょうとなったものです。それが小学校では一律120円、中学校では180円、高校になると420円と、それぞれの教育機関ごとに定められていまして、通常の使い方によればその金額でよいとなっています。ただ、例えば大学などで一般市民向けに講演を公開するというような場合はまた別になります。集められたお金の管理は、文化庁で指定する団体、一般社団法人授業目的公衆送信補償金等管理協会という団体が設立されておりまして、一般社団法人新聞著作権管理協会や一般社団法人日本写真著作権協会合、公益社団法人日本漫画家協会、日本放送協会などの連合体として組織されており、全国から集められた使用料を一律配分するということになっています。

教育長

樋渡委員。

樋渡委員

個人でも色々インターネットから持ってきたりすることもあると思います。カラオケのように大きい団体に払って配分するということになるんですけど、あまりにも大きすぎると感じました。今回は学校に限りとはなっていますが、今後は全てに当てはまるようになるのでしょうか。

次長

今までは使い方に関してそこまで厳しくなかったというところもありますが、今後インターネットを介して学習をする機会が多くなっていきますと、使う頻度も上がってきているという事もあるかと思えます。そこにちょうどコロナが重なって、平成30年度に法律が改正されましたが、令和2年度は法律が適用されず、令和3年4月から適用になっております。令和2年度中は特例として無償で、今までと同様に使用できるとなっております。

教育長

樋渡委員。

樋渡委員

先生方が自分の授業でこれを使いたいということで、調べて使用するときにか縛りがあったり大変だったりするのでしょうか。

教育長

次長。

次長

色々なケースが考えられるのですが、今のところ細かいところまで規定されていないため通常の使い方と適切になっていまして、むやみやたらに使うと著作物の侵害になります。使用料も3年ごとに見直しすることになっておりまして、金額が上がる可能性もあります。

教育長

樋渡委員。

樋渡委員

公的な教育の場でもそうなので、もっと色々な場面で使われていたり、悪用されたりが出てくるのではないかと心配になりました。

教育長

今まではドリルも学校内だけで使うという形で、プリントして配るのも学校以外の場所で使用するのは禁止されていました。市販の問題をテストに使用するのも著作権の問題で駄目だったりもしたのですが、今までは学校の中で閉じられていたのですが、今後はタブレットの中に色々な情報が入っていきますので、持ち帰った場合にY o u T u b eなどに上げてしまいますと、お金を取って買ってもらった教材が自由に出回ってしまい、作った人の利益が無くなってしまいうという考え方があるみたいですね。自由に取れてしまうという世界になってしまいますので、著作権の難しいところなのではと思います。インターネットの世界に法律がまだ追い付いていない状況にあると思います。樋渡委員。

樋渡委員

お子さん方に貯金の仕方ではないですが、タブレットを使用する中でICTの中でこういう事はやっちゃいけないよ、こういう事に気をつけなさいねというような、そういう部分の教育がどうなっているのか、これから充実させていきたい部分です。子どもたちが逆に利用されたりだとかが無いように心配しています。

教育長

漫画家さんはキャラクターを自由に使われてしまったりしていて、漫画のキャラクターを使って漫画を描いてそれを発表したりしている人たちがいて、そこには色々な利害関係があるのだと思います。やはり情報モラルという感じで教育をしていかなければならないというところは確実にしなきゃいけないと感じています。その点は分かったら都度情報を提供していきます。その他は補正の関係でございますか。よろしいですか。

(「質疑なし」の声あり)

教育長

質疑がないものと認め、臨時代理事務報告第12号を承認します。

日程第5 その他

教育長

次に、日程第5その他に入ります。

各委員等から、議題としたい事項等はありませんでしょうか。

(「ありません」の声あり)

教育長

それでは以上で、本日の日程をすべて終了いたします。

これをもちまして、令和3年第9回教育委員会定例会を閉会いたします。

午後2時35分閉会

この議事録の作成者は次のとおりである。

教育総務課副主幹 佐々木多恵子

この議事録の正確なことを認め、ここに署名する。

令和3年10月25日

多賀城市教育委員会

教育長印

委員印

委員印